

試験問題

事業者名:

役職:

氏名:

【正誤問題】

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

1.	一般貸切旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
2.	一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新の申請があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請の処分がなされないときは、従前の一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。	○
3.	一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割り戻しをしてはならない。	○
4.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、三十日前までに届け出なければならない。	×
5.	一般貸切旅客自動車運送事業者は当該運送に適する設備がないときは、運送の引受けを拒絶することができる。	○
6.	貸切バスの営業所の名称を変更するときは、事業計画変更の認可を受ける必要がある。	×
7.	貸切バスは、営業区域内から営業区域外への運送は行えるが、営業区域外から営業区域内への運送は行えない。	×
8.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。	○

9.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。	○
10.	一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。	○
11.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事前に届出を行えばその名義を他人に利用させてもよい。	×
12.	一般貸切旅客自動車運送事業者が死亡した場合、相続人が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときには、被相続人の死亡後六十日以内に、認可を受けなければならないが、申請をした場合は被相続人の死亡の日からその認可があった旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした一般旅客自動車運送事業の許可はその相続人に対してしたものとみなされる。	○
13.	一般貸切旅客自動車運送事業を休止する時は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
14.	事業用自動車を使用するものは、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。	○
15.	一般貸切旅客自動車運送事業者の事業計画には、配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量を記載しなければならない。	×
16.	一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。	○
17.	旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。	○
18.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受した場合は、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、運賃及び料金の額を記載した運送引受書を交付した場合は、この限りでない。	×

19.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。	○
20.	死者又は旅客に1人以上の重傷者が生じた事故が発生したときは、電話、FAX等適当な方法により、24時間以内に、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならない。	○
21.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者等に対して、当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行わなければならない。	○
22.	旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要について記録するとともに、その記録を三年間保存しなければならない。	○
23.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。	×
24.	旅客自動車運送事業者は、いかなる理由があっても試みの使用期間中の者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。	×
25.	一般貸切旅客自動車運送事業者は事業用自動車の運転者ごとに省令で定める事項を記載し、かつ、省令で定める写真を貼り付けた一定の様式の乗務員証を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備え付けておかなければならない。	×
26.	旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。	○
27.	道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後百日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。	○
28.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。	○

29.	旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出る必要がある。	○
30.	旅客自動車運送事業者は前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業報告書を提出しなければならない。	×
31.	一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、原則、旅客は乗車券を所持せずに乗車できない。	○
32.	自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては二年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)	×
33.	旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)に「輸送の安全に関する基本的な方針」は定めない。	×
34.	一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は、4時間以内である。	○
35.	「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、貸切バスの利用者に対して、安全運行の確保のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的としている。	○

【選択問題】

次の法令の()にあてはまる言葉を下から選び、記号を入れて下さい。

36. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、()、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

ア. あらかじめ イ. 事後に ウ. 運送開始前に

ア

37. 一般旅客自動車運送事業者は、()により、旅客の運送をしなければならない。

ア. 車両に乗り込んだ順序 イ. 運送の申込みを受けた順序
ウ. 運賃等を支払った順序

イ

38. 貸切バス事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を()間保存しなければならない。

ア. 三ヶ月 イ. 六ヶ月 ウ. 一年

ウ

【筆記問題】

39. 自動車運送事業の用に供する自動車は()ごとに定期点検整備をしなければならない。
()にあてはまる語句を記入して下さい。

三ヶ月

40. 公示されている一般貸切旅客第自動車運送事業の運賃・料金の適用方法に基づき運賃・料金を計算する場合、運送に伴う料金の種類を1つ記入して下さい。

深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金、交替運転者配置料金